

平成 31 年度
磐田市自治会連合会自治会長研修会

市への要望事項集

平成 31 年 4 月 20 日（土）配布資料一覧

◆ 自治会への補助制度集

- 1 平成 31 年度実施分
- 2 平成 31 年度要望
申請書等様式集

◆ 市への要望事項集

- 3 市への要望事項
- 4 自治会への各種依頼・連絡
申請書等様式集

◆ 自治会長コミュニティハンドブック

市への要望事項一覧

3 市への要望事項

様式集に掲載されている提出書類は「岩手県自治会連合会ホームページ」からもダウンロードできます。

<http://www.iwatashi-jichikai.jp>

No.	名 称	要望書提出期限 事業対象年度	提出先			備 考	制度 説明 ページ	担当課
			道 路 河 川 課	支 所	交 流 セ ン タ ー			
1	交通安全対策要望	令和元年9月末までに提出 → 令和2年度事業	○	○	○		2	道路河川課 Tel.37-4808
		令和元年10月以降に提出 → 令和3年度事業						
2	交通規制要望	令和元年6月1日までに提出 → 令和2年度事業	○	○	○		4	
		令和元年6月2日以降に提出 → 令和3年度事業						
3	道路・排水関係の要望	令和元年9月末までに提出 → 令和2年度事業	○	○	○		7	道路河川課
		令和元年10月以降に提出 → 令和3年度事業						道路グループ Tel.37-4897
4	緊急対応等「依頼書」 (道路舗装・側溝等修繕、草収集など)	随時	○	○			13	河川グループ Tel.37-4993

4 自治会への各種依頼・連絡

No.	依頼・連絡事項	ページ	担当課
1	消火栓の使用	16	上下水道 総務課 TEL58-3086
2	自治会公会堂等における水道の適正管理	17	
3	自治会活動関係 ごみの自己搬入	19	ごみ対策課 TEL35-3717
4	高齢者福祉事業	20	地域づくり応援課 37-4811
5	避難行動要支援者の避難支援	22	福祉課 TEL37-4814
6	多面的機能支払交付金	23	農林水産課 TEL37-4813
7	戸別募金の取りまとめ依頼	25	関係各課
8	自治会文書翻訳依頼書（ポルトガル語）	29	地域づくり応援課 37-4811
9	土のうステーション	30	道路河川課 TEL37-4808
10	家屋照合調査について	31	市税課 TEL37-4809
11	古文書などをお持ちで、今後の管理に悩まれている方へ	32	歴史文書館 TEL66-9112

3 市への要望事項

3-1 交通安全対策要望

3-2 交通規制要望

3-3 道路・排水関係の要望

3-4 緊急対応等「依頼書」

(道路舗装・側溝等修繕、草収集など)

いつでもご相談を受付けています

制 度 名	交通安全対策要望
制 度 概 要	交通安全対策を希望する場合は、様式「交通安全対策要望の申請について」の提出をお願いします。 ○市単独で対応可能な交通安全対策要望 ・道路反射鏡（カーブミラー） ※官地（道路敷地等）に設置が困難である場合は、民地提供を自治会で交渉していただく場合もあります。 ・区画線等（カーブミラー以外）のその他交通安全対策 ※交通安全上危険だと思われる事柄を具体的に記載願います。現場を確認させていただき、関係機関と連携を図りながら、現場にあった交通安全対策を検討します。
提 出 書 類	「交通安全対策要望の申請について」1枚（申請書等様式集P35） ※住宅地図をご用意できない場合は、道路河川課又は各支所市民生活課へお問い合わせください。
提 出 期 限	随 時 ○市単独で対応可能な交通安全対策要望 〔 9月末までに提出 ⇒ 令和2年度の予算にて交通安全対策を検討します。 10月以降に提出 ⇒ 原則 令和3年度扱いとさせていただきます。〕
備 考	要望は地元自治会の総意であることを確認したうえ、必ず自治会長名で提出してください。（各種団体の長との連名可）
担 当 課 提 出 先	磐田市役所 道路河川課 管理グループ 電話 0538-37-4808 福田支所 市民生活課 地域振興グループ 電話 0538-58-2370 竜洋支所 市民生活課 地域振興グループ 電話 0538-66-9100 豊田支所 市民生活課 地域振興グループ 電話 0538-36-3150 豊岡支所 市民生活課 地域振興グループ 電話 0539-63-0020 ※交流センターでも提出を受付けています。なお、制度の内容に関する問合せは、上記へお願いします。

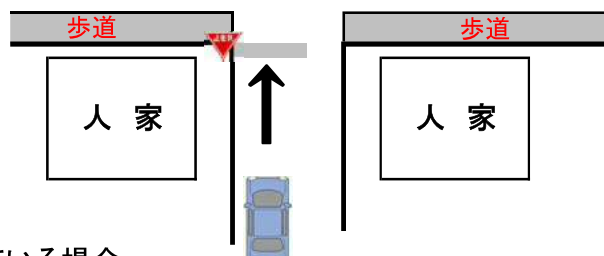
道路反射鏡（カーブミラー）の設置基準

道路反射鏡（カーブミラー）は、恒常的に見通しの悪い交差点・曲がり角・カーブにおいて、左方・右方からの車両及び対向車両が視認困難な場合、その危険回避のために設置しています。

よって**次の場合は、原則として設置対象外**としています。

- 1 歩道が設置されている道路に出る場合
- 2 センターラインがある道路へ出る時の左側確認用のミラー
- 3 特定の車のみしか利用しない道路（私道から公道に接する場合を含む）
- 4 交通量（利用者）が非常に少ない場合
- 5 ミラーの設置場所が確保できない場合
- 6 既に信号機等の安全施設が設置されている場合

この様な道路は、原則対象外です



設置対象外の理由

1 の場合

進入する道路に歩道が設置されている場合、歩道手前で一時停止して左右の視認（運転者の目で見ること）確認が歩道の空間により可能であることから、設置の対象外としています。なお、水路敷き等も歩道と同様の条件としています。

2 の場合

進入する道路にセンターラインが施されている場合は、進入する道路の手前で一時停止し、右方の安全を確認して少し車両を前進させることにより、左方の視認が開けて安全確認が可能であるためです。

3 の場合

道路反射鏡の設置については、原則公益性が必要でありますから、特定の個人・法人等のみが必要とする場合は設置の対象外としています。

4 の場合

上記に類似しますが、公益性を必要といたしますので、利用者が非常に少ない場合は設置の対象外としています。今後の交通状況により一考することとします。

5 の場合

設置が必要と認められる場所であっても、道路反射鏡の設置場所が様々な要因により確保できない場合は対象外としています。

6 の場合

既に信号機等安全施設が設置されている道路、道路改良により視認性が改良された場所については対象外としています。また既存の道路反射鏡について該当する場合は、撤去させていただきます。

道路反射鏡は、あくまで補助具であり、死角が生じる不完全なものです。自分自身の目で、直接安全確認できる状態にすることを第一としています。そのため上記にもあるとおり、交差点で一時停止し、その後直接左右が見える場所まで徐行前進できる場所には、道路反射鏡は設置しません。



前年度要望（令和2年度の要望を令和3年度に申請します）

制 度 名	交通規制要望
制 度 概 要	通規制実施を希望する場合は、様式「交通規制要望の申請について」の提出をお願いします。 ○磐田警察署へ提出する要望 ・信号機（交差点信号機・押しボタン信号機・既設信号機改良） ・横断歩道 ・一時停止 ・その他
提 出 書 類	「交通規制要望の申請について」1枚（申請書等様式集P37） ※住宅地図をご用意できない場合は、道路河川課又は各支所市民生活課へお問い合わせください。
提 出 期 限	令和元年5月27日（月） ※各自治会より提出いただいた要望書は、今年度要望として磐田警察署へ提出し、来年度に結論が出ます。5月27日以降の提出については令和2年度要望となり、令和3年度に結論が出ます。
注 意 事 項	昨年度提出いただきました要望については、本年度に結論がでます。 なお、未実施箇所についてのお問い合わせは磐田警察署交通課規制係へお願いします。
備 考	要望は地元自治会の総意であることを確認したうえ、必ず自治会長名で提出してください。（各種団体の長との連名可）
担 当 課 提 出 先	磐田市役所 道路河川課 管理グループ 電話 0538-37-4808 福田支所 市民生活課 地域振興グループ 電話 0538-58-2370 竜洋支所 市民生活課 地域振興グループ 電話 0538-66-9100 豊田支所 市民生活課 地域振興グループ 電話 0538-36-3150 豊岡支所 市民生活課 地域振興グループ 電話 0539-63-0020 ※交流センターでも提出を受付けています。なお、制度の内容に関する問合せは、上記へお願いします。 ※お預かりした要望書は取りまとめ後、磐田警察署へ提出します。

磐田警察署から「交通規制の要望」に対するお願い

交通規制要望で、磐田警察署・警察本部（公安委員会）が考慮する内容は、

○ 交差点用信号機・押しボタン式信号機

- ・新築及び改築道路供用時の交差点事故防止に必要不可欠な状況（交通量・交通流の状況）
- ・前後の既設信号機の設置状況
- ・交通量・交通流の状況
- ・交通事故発生状況
- ・原則として、交差道路双方にセンターラインが施工可能（車道 5.5m以上）
- ・交差点内に十字路以外に路地が入り込んだ場合はその路地は入りの一方通行または封鎖
- ・信号機が新設された場合、前後の近接した横断歩道は廃止（信号機に気を取られ横断歩行者の発見遅れの危険性）

○ 横断歩道

- ・新築及び改築道路供用時の歩行者横断事故防止に必要不可欠な状況（交通量・交通流の状況）
- ・通学路の指定と横断歩道利用状況
- ・日中通しての横断歩道利用状況
- ・前後の既設横断歩道の設置状況（横断歩道が新設された場合、前後の近接した横断歩道は廃止）

○ 一時停止規制

- ・新築及び改築道路供用時の交差点出合頭事故防止に必要不可欠な状況（交通量・交通流の状況）
- ・原則は見通し不良の十字路以上の交差点または、T字路で斜めに交差する交差点（T字路は減速・左右確認が履行されるため）

○ その他の交通規制

- ・追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制は、交通量の多いカーブ前後のみ
- ・通行禁止（朝の時間帯の通行車両や大型車両）は、普段の通行車両の不利益や迂回路となった沿道住民の不満が生じるため、それらの理解や承諾が必要
- ・速度規制については、速度実施基準により設定され、例えば、センターラインのある道路で両歩道があれば、実施基準での算出が指定速度は 60 キロ。しかし街中で 60 キロの高速度で通行すれば危険。したがって、各県の公安委員会は、実施基準での算出が指定

速度は 60 キロであっても、その地域の

道路実情・交通量・道路構造・道路沿道の状況

学校、病院等の公立施設の有無・地区要望

等を調査して、速度規制を 50 キロや 40 キロと指定しています。

速度規制については速度規制を引き上げること（40 キロ→50 キロ）は、十分な幅員や歩道が設置されていることや沿道状況を考慮して可能な場合もありますが、逆に引き下げること（50 キロ→40 キロ・40 キロ→30 キロ）は、道路改良等で幅員が狭くなったことや十分な距離、道路沿道の状況の変化等が必要となります。

- ・特に速度規制の 30 キロ新設要望は、歩道の有無・幅員・車線数・沿道状況を考慮され、単に「スピードが速い車が通る・通学路で危険」等では難しいと考えます。現在の道路は概ね 40 キロ道路が安全円滑な速度の基本となります。

磐田警察署、警察本部（公安委員会）では、以上の内容等を考慮するため、提出された要望が実現しない場合がありますが、磐田警察署としては、交通規制が実施されない場合は、道路管理者と協力して、交通安全啓発及び交通事故防止用の交通安全施設等を、できることから実施していきたいと考えております。

交通規制は、道路交通法により「交通の安全」と同時に「交通の円滑」も考慮しなければならないことをご理解願います。

磐田警察署交通課規制係

0 5 3 8 - 3 7 - 0 1 1 0

（内線 4 3 5 ・ 4 3 6）



いつでもご相談を受付けています。

制 度 名	道路・排水路関係の要望
制 度 概 要	小規模工事で対応できる、身近な道路や排水路の新設、修繕、安全施設設置、法面整形などの新規要望。※次ページからの要望事例をご参照ください。
提 出 書 類	「様式-1」(申請書等様式集 39 ページ)、もしくは「様式-2」(申請書等様式集 41 ページ) に位置図を添付してご提出ください。
提 出 期 限	随 時 ※ただし、令和2年度要望に関しては9月末まで。
新規要望提出の流れ	要望書は、事前に地区長に報告した上で、自治会長より提出してください ・「新規の要望箇所」がある場合は、事前に地区長に報告した上で、随時 自治会長から道路河川課または支所市民生活課へ提出してください。なお、令和2年度予算への要望対象箇所は、基本として9月末までの提出分に限ります。 ・要望書受理後には、その地区の道路河川課担当者が自治会長と日程調整して、要望内容の確認作業をさせていただきます。 ※【令和2年度実施の要望箇所の新規採択につきましては、昨年同様に、身近な道路整備や排水路の浚渫などとし、小規模工事で対応できる箇所に限らせていただきます。】 ・「要望なし」または「未実施の継続要望箇所」については、要望書の提出は不要です。 ・要望箇所の必要性や緊急性等を精査し、次年度予算の範囲内で実施箇所を決定し、3月上旬までに、地区長・自治会長宛に実施箇所を通知します。
備 考	① この要望書による対象は、令和2年度新規実施要望箇所です。 ② 令和元年度実施予定箇所は、平成31年3月上旬に各自治会に通知しました。 ③ 緊急を要する事項等につきましては依頼書(様式-4)で提出をお願いします。 (緊急対応等「依頼書」説明 13 ページ参照) ④ 今後、ご不明な点、ご意見につきましては、道路河川課道路・河川グループ・各支所市民生活課にお問合せください。
担 当 課 提 出 先	磐田市役所 道路河川課 道路・河川グループ 電話 道路グループ 0538-37-4897・河川グループ 0538-37-4993 福田支所 市民生活課 地域振興グループ 電話 0538-58-2370 竜洋支所 市民生活課 地域振興グループ 電話 0538-66-9100 豊田支所 市民生活課 地域振興グループ 電話 0538-36-3150 豊岡支所 市民生活課 地域振興グループ 電話 0539-63-0020 ※交流センターでも提出を受付けています。なお、制度の内容に関する問合せは、上記へお願いします。

自治会要望受付目安例

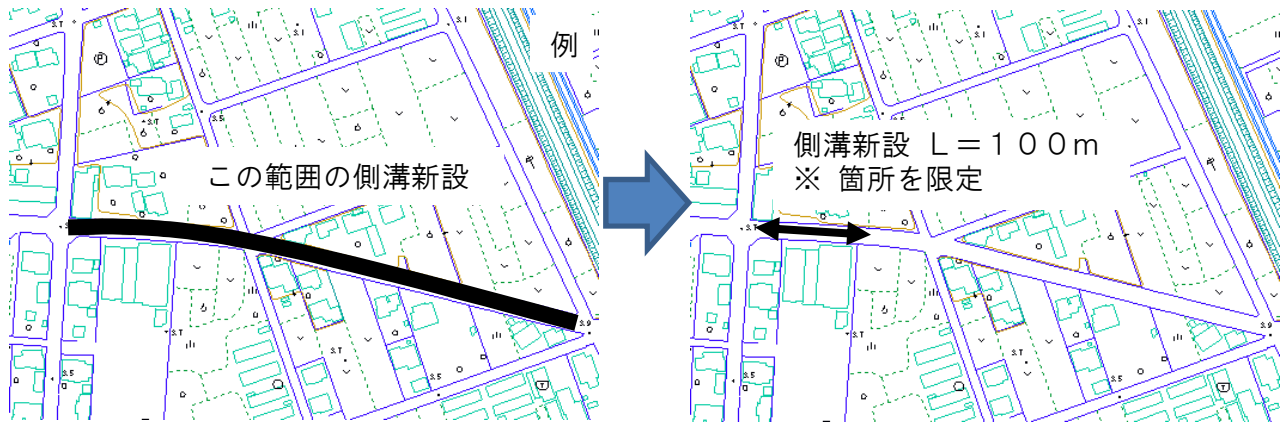
※ 概ね3年で完了出来る延長（範囲）を目途にお願いします。

道路河川課

[illegible]

自治会要望申請にあたってのお願い

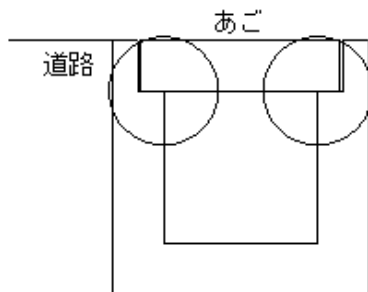
1. 自治会要望箇所については、自治会内で要望内容を精査して頂き、広範囲の要望ではなく例として、「早期に効果が得られる」「危険箇所で緊急性が高い」などから箇所を限定して頂き、概ね3年で完了出来る延長（範囲）を目途に申請をお願いします。



2. 側溝蓋掛要望について ～注意点～

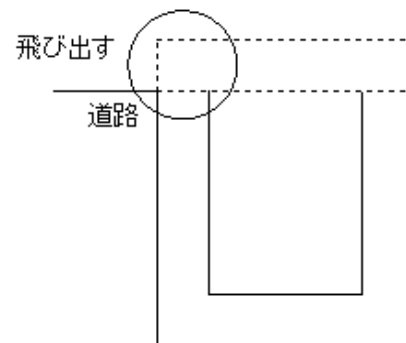
側溝蓋については、側溝自体を改良しなくては蓋が掛からないケースもありますので、要望の際にはご確認をお願いします。

○ 蓋設置が可能な側溝（あご付）



蓋設置が可能な側溝には、既設の側溝に蓋を載せる「あご」がついている側溝になります。蓋を設置しても、道路面から蓋が飛び出ません。

× 側溝の改良が必要な側溝（あご無）



側溝の改良が必要な側溝には、既設の側溝に「あご」が無い側溝です。蓋を設置すると、道路面から蓋が飛び出してしまいます。このような側溝の場合は、蓋掛要望ではなく「側溝の改良」での申請をお願いします。

※ 既に設置されている蓋の状態が悪く、取り替えを希望される場合は「側溝蓋修繕」での申請をお願いします（延長が10m以下程度の小規模な取り替えについては依頼書で結構です）

①

着手前



完 成



※ 舗装新設工事とは、未舗装の道路に舗装を新設する工事です。

②

着手前



完 成



※ 舗装の修繕は、舗装の劣化や破損した部分のみを改修する工事です。
 （幅員5m程度で延長も10m程度（面積で50㎡程度）でしたら依頼書で結構です）
 既存の舗装の状態が悪く、全面的に改修する場合は「舗装の打換」工事となります。

③

着手前



完 成



※ 側溝新設工事とは、側溝未整備の道路に側溝を新設する工事です。
 既存の側溝の状態が悪く、全面的に改修する場合は「側溝の改良」工事となります。
 （既存の側溝を部分的に（5m程度）直す場合は「側溝の修繕」となり、依頼書で結構です。

④

着手前



完 成



※ 側溝蓋掛工事とは、既存の側溝に蓋を設置する工事です。

尚、蓋板資材につきましては1自治会年1回に限り、材料支給が可能です（材料支給の申請をして頂き、1自治会10万円程度支給させていただきます。設置は自治会でお願いします）。

⑤

着手前



完 成



施工中



※ 道路拡幅工事とは、道路敷地を最大限に有効利用するための工事です。

⑥

着手前



完 成



※ 安全施設設置工事とは、ガードレールや転落防止柵などを設置する工事です。
尚、カーブミラー・道路照明灯・防犯灯・交差点の強調表示につきましては、自治防災課へ
申請をお願いします。

⑦

着手前



完 成



※ 法面整形工事とは、法面を保護するための工事です。コンクリート張り、防草シートの設置
などの方法があります。

いつでもご相談を受け付けています。

制 度 名	緊急対応等「依頼書」(道路舗装・側溝等修繕、草収集など)		
制 度 概 要	「緊急対応」は道路や河川を改良する通常の自治会要望ではなく、舗装に穴があいていたり、側溝の蓋板が割れていたりなど危険箇所の緊急修繕や、自治会が河川・堤防・道路の草刈り等で刈っていただいた草の処分を市に依頼するものです。 ※次ページ「緊急を要する事項」ご参照ください。		
提 出 書 類	依頼書(様式-4)の「緊急を要する事項」(申請書等様式集 43 ページ)		
提 出 期 限	依頼書に提出期限はありませんので、随時提出してください。		
依 頼 書 の 記 入	・舗装に穴があいていたり、側溝の蓋板が割れていたりなど直ちに危険な箇所については、依頼書(様式-4)の「緊急を要する事項」に記入をして提出してください。 ・河川や堤防の草刈りや、自治会で刈った草の収集処分等を希望する場合は、依頼書(様式-4)の「一般の依頼事項」に記入をして提出してください。 ↓ 「依頼書」を受理した後、現場を確認し、迅速に対応します。		
備 考	① 刈り草の収集処分等については、例年各自治会の依頼時期が重なる傾向にありますので、予め収集希望日がわかっている場合は早めに依頼書の提出をお願いします。 ② ご不明な点、ご意見については、道路河川課道路グループ・各支所市民生活課にお問合せください。		
担 当 課 提 出 先	磐田市役所 道路河川課 道路グループ 電話 0538-37-4897 河川グループ 電話 0538-37-4993 福田支所 市民生活課 地域振興グループ 電話 0538-58-2370 竜洋支所 市民生活課 地域振興グループ 電話 0538-66-9100 豊田支所 市民生活課 地域振興グループ 電話 0538-36-3150 豊岡支所 市民生活課 地域振興グループ 電話 0539-63-0020 ※早急に対応し、事故等を防ぐため、交流センターでは受付していませんので、ご注意ください。		

緊急を要する事項

参考例

① 舗装に穴があいている。



② 路肩が欠落し危険である。



③ 安全施設等が破損している。



④ 側溝の本体や蓋板が破損している。



⑤ 排水路が破損している。



参考例のように、直ちに危険性のある内容について「緊急を要する事項」で申請してください。

4 自治会への各種依頼・連絡

消火栓による防火水槽への補水について

自治会、自主防災会等における消火訓練後において、防火水槽への補水のため上水道消火栓を使用する際には、下記のとおり取扱い下さい。

水道水は人の命や健康に関わる重要なライフラインであり、常に安全で安心な水質の確保が大前提となっていることから、消火栓の誤操作による濁水事故の発生は利用者に大きな損害と不安を与えてしまいます。

また、管路内水道水には、規定の水圧がかかっていることを認識して頂き、消火栓をご利用の際には、水の汚染や事故防止に十分なご配慮をお願いいたします。

記

1. 使用の際は、「消火栓使用届出書」(申請書等様式集P45)を上下水道総務課へ提出(FAX可)して下さい。
2. 使用前に、周辺住民に周知し、消火栓を扱った経験のある人が立会の上操作して下さい。
3. 水道需要の多い朝晩での消火栓使用は、濁りが発生しやすくなるため、その時間帯は避けて使用して下さい。
4. 消火栓の使用は、基本的に防火水槽への補水のみとしてください。
(防火水槽がないなどの事情で訓練に支障がある場合などは、上下水道総務課へご相談下さい)

届出、お問合せは下記まで

磐田市環境水道部上下水道総務課

TEL 0538-58-3086 FAX 0538-58-3123

Mail: jogesui-somu@city.iwata.lg.jp

自治会公会堂等における水道の適正な管理について

近年、自治会公会堂等において漏水等による一時的な水道使用量の増加が多発しています。原因は、自然漏水やトイレのボールタップ故障、原因不明など様々です。

不特定多数の方が利用し、日常的な管理が難しい自治会公会堂等においては下記の管理方法をご参考の上、水道の適正な管理をお願いします。

公会堂等における水道の管理方法(例)

- ・利用終了後における戸締り・消灯・火気点検と併せて水道・トイレ水栓等の点検も併せて行う
- ・利用簿等へ水道使用の有無(可能であれば使用水量)の記入を追加する
- ・外水栓等に無断使用防止対策を施す
- ・利用頻度の低い施設は元栓を閉めておく
- ・定期的に漏水チェックを行う(漏水の点検方法については次ページをご覧ください)

※水道メーターを通った水道水の料金は、漏水が原因であったり、仮に原因が不明であっても、使用者の方へ請求させていただくことが原則となっています。

ただし、壁の中や土の中など、通常の管理では発見が困難な場所での配管の老朽化等による自然漏水は、修理実施後に料金が減免となる場合があります。

詳しくは上下水道料金センター（TEL：0538-58-3070）へお問い合わせください

市役所上下水道総務課(福田支所2階)

担当:給排水サービスグループ

電話:0538-58-3086

FAX:0538-58-3123

次ページあり

漏水にご注意を!!

漏水は水道料金等が高額になるだけでなく、敷地や建物へ悪影響を及ぼすこともあります。『早期発見！ 早期修繕！』をお願いします。

漏水を見つけよう

漏水は水道メーターの簡単な点検で発見できますので、定期的な点検を心がけましょう。



点検方法

すべての蛇口を閉めた状態で、水道メーターのパイロット（右図参照）が回っているかどうかを確認します。



➡ 回っている場合は、漏水の可能性あります。

漏水が見つかったら

磐田市指定給水装置工事事業者※へ修理の依頼をしてください。

※市指定給水装置工事事業者がわからない場合は、市ホームページで確認するか上下水道料金センターまたは上下水道総務課(TEL:0538-58-3086)へお問い合わせください。

漏水減免制度

市では、漏水修理が完了し一定の要件を満たしている場合、漏水等による水道料金・下水道使用料等の一部を減額・免除する制度を設けています。

申請手続きについては、上下水道料金センターまたは修理を依頼した市指定給水装置工事事業者までお問い合わせください。

注意：漏水の疑いを検針員に指摘されていたり、漏水を認知していたにもかかわらず修理を行わず放置していた場合や容易に発見できる箇所からの漏水、市指定給水装置工事事業者以外による修理※などは減免対象とはなりませんのでご注意ください。

※給水装置の軽微な修繕や特殊器具（給湯器等）の交換・修繕については、市指定給水装置工事事業者以外が修理した場合でも減免の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

《お問い合わせ先》

磐田市上下水道料金センター 磐田市福田400（福田支所2階）

TEL:0538-58-3070 FAX:0538-58-3071

受付時間（窓口）：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
（祝日、年末年始を除く）

受付時間（電話）：月～金曜日 午前8時30分～午後6時
土曜日 午前8時30分～正午
（祝日、年末年始を除く）

休業日：日曜日、国民の祝日（休日）、年末年始



自治会活動関係 ごみの自己搬入手続きについて

自治会活動に伴って出たごみを各施設へ自己搬入する場合、所定の手続きにより処分の手数料が減免されます。

【可燃ごみの場合】

- ◆ 搬入先：磐田市クリーンセンター（磐田市刑部島３０１）
- ◆ 搬入日：① 平日（年末年始を除く） ８：３０～１６：１５
② 第２・第４日曜日及び祝日 ８：３０～１２：４５
※但し、土曜日、第１・第３・第５日曜日が祝日と重なった場合は休場となります。
- ◆ 減免手続き
① 平日（年末年始を除く）・・・ごみ対策課窓口（磐田市クリーンセンター内）で減免申請書を記入してください。自治会長の氏名・住所・電話番号の記入が必要です。また、通常の分別が必要です。
② 第２・第４日曜日及び祝日・・・ごみ対策課窓口での減免申請書の記入が出来ないため、事前にごみ対策課で減免申請をしてください。事前申請が無い場合、通常の処理手数料が必要です。
- ◆ その他：搬入できる樹木等の大きさは、長さ２ｍ、太さ２０ｃｍまでです。

【金物・小型電化製品・有害ごみ・埋立ごみの場合】

- ◆ 搬入先：中遠広域粗大ごみ処理施設（磐田市新貝５９－１）
- ◆ 搬入日：平日（年末年始を除く）
９：００～１２：００、１３：００～１６：３０
- ◆ 搬入手続き・・・搬入物を確認するので、事前にごみ対策課窓口（磐田市クリーンセンター内）へお越しください。
※搬入先で必要となる確認書をお渡しします。

担当 磐田市クリーンセンター内
ごみ対策課 施設管理グループ
電話 0538-35-3717
FAX 0538-36-9797

高齢者福祉事業について

1 昨年度からの変更

(1) 財源 委託料から一括交付金へ

高齢者福祉事業費として、各協議会への一括交付金へ含まれます。自治会単位で実施する場合、協議会から事業費を受け取ります。

高齢者が参加できる事業に、費用として利用できます。

(2) 開催内容 敬老会以外の実施も可能

今までの敬老会の形だけでなく、高齢者サロン、他の事業との連携事業などが可能となります。

(3) 長寿祝金の配布 各協議会で配布方法を選択（現金または、口座振替）

担 当（敬老会等の開催関係）

自治市民部地域づくり応援課地域支援グループ

電 話（0538）37－4811

2 祝金配布

(1) 祝金内容 ① 喜寿（77歳） 5,000円

② 米寿（88歳） 5,000円

(2) 支給方法 協議会ごとに配布方法を選択（口座振込・現金）

①「口座振込」を希望した場合は、対象者に通知を送付し、
口座確認後に振り込み予定

②「現金で支給」を希望した場合は、領収印が必要

担 当（長寿祝金の配布関係）

健康福祉部高齢者支援課事業給付グループ

電 話（0538）37－4869

3 その他

- ・年間スケジュールは次ページのとおり。

【平成31年度 高齢者福祉事業 年間スケジュール】

月 内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一括交付金												
名簿提供					初旬							
実施時期												
報告提出												

5月～に協議会へ入金予定

7月末現在の対象者名簿。算出根拠の人数とは異なる。交付金の金額に変更なし。

年間実施事業ほか

敬老会開催

事業終了後、速やかに(4月初旬まで)提出先:各協議会

※ 敬老会を実施する場合は、下記を参考にしてください。

時期	～7月中旬	8月	8月中旬～	敬老会前日	敬老会当日
内容	①実施主体・責任者の決定 ②開催日時・内容方法の決定	役割分担の決定	敬老会開催に向けて準備	敬老会 前日準備	欠席者への対応

余興依頼について

次のファイルが各交流センターに設置してあります。参考にしてください。

- ・ 学びの友（自主学習サークル）
- ・ ボランティアサポーター（ボランティア登録）

避難行動要支援者の避難支援について

1 概要

避難行動要支援者について、避難の支援を行う者などを所定の様式に記載した計画（個別計画）を自治会（自主防災会）に作成していただいています。

市は、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を本人の同意を得た上で作成し、市から自治会（自主防災会）に提供することで、個別計画作成を促進しています。

避難行動要支援者とは・・・高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

具体的には、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ家族等による必要な支援が受けられない者をいいます。

2 自治会（自主防災会）へのお願い

(1) 避難行動要支援者名簿等の受取

各自治会の対象者名等が記載された名簿と地図を配布します。

(2) 避難行動要支援者の個別計画の作成等

個別計画未作成の方については作成をお願いします。

既に作成されている方については必要な更新をお願いします。

(3) 各自治会個別計画作成状況の市への報告

個別計画作成の進捗状況の報告をお願いします。

3 その他

(1) 名簿等は5月頃に開催する各地域の自主防災会長・自治会長研修会で配布します。

(2) 個別計画作成に関して、市は参考様式を用意する等して支援します。

(3) 個別計画作成状況報告は、各交流センター、福祉課総務グループ、支所市民福祉グループで受け付けます。

(4) 具体的手順は名簿配布時にあらためて説明をさせていただきます。

（参考 市ホームページ「災害時における要配慮者支援」）

.....
担 当

健康福祉部福祉課総務グループ

電 話 (0538)37-4814
.....

「多面的機能支払交付金」制度について

ふじのくに美農里プロジェクト

多面的機能支払交付金を活用しよう

**担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、
美しい景観や豊かな生態系等の農村環境を
保全する活動を支援します。**

(1) 農地維持支払

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げなどに使う機械の借上げ代、燃料費、構成員の作業日当など
- ・ スコップ、軍手などの購入費
- ・ 事務用品、保険料
- ・ 活動に必要なお弁当、お茶代



草刈り

(2) 資源向上支払

1) 共同活動

- ・ 水路、農道、ため池の簡易な補修に使う碎石、砂利、目地材等の購入費
- ・ 構成員の作業日当
- ・ 植栽や生き物調査などの環境保全活動に使う花の苗代、調査キットなどの購入費

2) 長寿命化のための活動

- ・ 側溝の補修、水門や水路の更新など施設の長寿命化のための活動の工事費、材料代



水路の泥上げ



給水栓の点検



水路の改修



生き物調査



農道沿いに植栽

静岡県多面的機能支払推進地域協議会
静岡県交通基盤部農地局 TEL.054-221-2641

地域みんなで取り組もう！ 活動の流れ

1 農業者を含む活動組織を作ります。

- ・まず活動する仲間で話し合います。

2 事業計画を立てます。(活動期間は原則5年間)

- ・対象農用地、活動項目等を定め、様式に沿って事業計画書を作成します。

3 市・町に事業計画書を提出し、認定を受けます。

- ・活動対象の農用地面積と活動項目により、交付金額が算定されます。

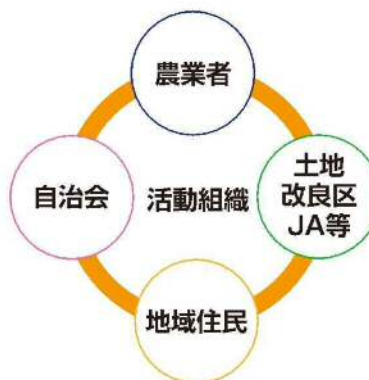
4 活動を実施します。

- ・市・町へ交付金の交付を申請し、交付金を受けます。
- ・事業計画書に沿って活動します。
- ・様式に沿って活動記録簿、金銭出納簿を作成します。

5 活動の実施状況を報告します。

- ・毎年度末に実施状況報告書を作成して市・町の確認を受けます。

活動組織の例



年間交付金額 (円/10a)	(1)農地維持支払	(2)資源向上支払	
		1)共同活動	2)長寿命化のための活動
田	3,000	2,400	4,400
畑	2,000	1,440	2,000
草地	250	240	400

- ・(2)-1は、(1)と併せて取り組みます。
- ・(2)-1と(2)-2の両方に取り組む場合、(2)-1の単価は0.75を乗じた額になります。
- ・5年以上活動した団体については、(2)-1の単価は0.75を乗じた額になります。
- ・国の方針により、単価は変動することがあります。

問合せ先

磐田市役所

農林水産課 基盤整備グループ

電話：0538-37-4813



○自治会への各種依頼・連絡

平成31年度戸別募金等の取りまとめ依頼について

磐田市建設部都市整備課

磐田市健康福祉部福祉課

社会福祉法人 磐田市社会福祉協議会地域福祉課

1.募金等のお願いについて

緑化推進や地域福祉等の事業は、市民の皆様の厚意による寄付金等により成り立っているものが多くあります。

少しでも多くの方にこのことをお伝えし、より多くの方にご協力をいただけるように、自治会を通じて周知と募金等のとりまとめをお願いしているものです。

自治会の皆様には大変お手数をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

2.募金等の性格について

いうまでもなく、募金等は任意のものであり、寄付者の自発的な意思を尊重すべきものです。

したがって、ご協力の可否及び目安額につきましては、自治会員の皆様方で各募金等の趣旨にご賛同いただける方から、ご協力いただける分を取りまとめてくだされば結構です。

3.目安額について

募金は、各事業を実施するための予算を立て、必要な額を目標額として設定します。

目安額は、その目標金額を世帯数で除して算出しています。

しかし、その目安額を寄付しなければならないものではありません。

4.募金の種類と時期

種類 \ 時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
緑の募金	←→												
日本赤十字社会費		←→											
社会福祉協議会会費		←→											
赤い羽根共同募金						←→	←→	←→					
歳末たすけあい募金						←→	←→	←→					

5.納入方法

取りまとめていただいた募金等は、直接担当窓口へお届けいただくか、指定金融機関へお振込みください。

※募金等の詳細については、各概要書をご覧ください。

募金・会費等の概要

募金名	緑の募金
主催者	公益財団法人 静岡県グリーンバンク http://www.greenbank.or.jp/
趣旨	緑の募金は、国民の森林・みどりに対する関心を、具体的な「森を守り育てる」取り組みへと結集するため、平成7年4月「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」として、法制化されました。また、平成14年に政府が策定した「地球温暖化対策推進大綱」においては、森林の二酸化炭素を吸収貯蔵するはたらきが高く評価され、緑の募金は重要な推進方策として位置づけられました。市では、植樹行事の開催、緑化の普及宣伝を図るため磐田市緑化推進委員会を設け、緑の募金を主な財源としながら緑化を推進するための事業を実施しています。
使途	(1) 森林の整備 ●地球温暖化防止のための森林整備 ●水源林の保全 ●里山の再生 ●ボランティアリーダーの育成 ●震災被害地の防災林等の整備 (2) 緑化の推進 ●シンポジウムの開催 ●青少年の環境教育 ●学校や公園の緑化 ●震災被害地の居住地域周辺等の緑化復興 (3) 緑を通じた国際協力 ●地球温暖化防止に向けた植林 ●砂漠化地域の緑化 ●熱帯林の保全（草地の植林、マングローブの植林、希少樹種の育成等） 市 ○植樹祭の開催 ○緑化資材の配付 ○地域緑化団体への支援など
根拠法令	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律
目安の額	50円（1世帯）
依頼時期	4月中旬～5月末
納入期限	6月10日（月）
納入方法	①窓口現金納入 ②指定金融機関振込（窓口から振り込みの場合は手数料なし） ③募金袋が必要な場合は用意させていただきます。
市担当部署	都市整備課公園緑地グループ 電話 0538-37-4806 FAX 0538-37-8690 福田支所市民生活課 電話 0538-58-2370 FAX 0538-55-2110 竜洋支所市民生活課 電話 0538-66-9100 FAX 0538-66-2139 豊田支所市民生活課 電話 0538-36-3150 FAX 0538-34-2496 豊岡支所市民生活課 電話 0539-63-0020 FAX 0539-63-0031

募金・会費等の概要

募金名	日本赤十字社会費	
主催者	日本赤十字社（静岡県支部） http://www.shizuoka.irc.or.jp	
趣旨	日本赤十字社は、日本赤十字社法に基づいて設置された認可法人で、静岡県では2,000円未満の協力者が全体の約99%です。みなさま（協力会員）の協力が赤十字を支えています。 「会員」とは、協賛委員や後援会員という意味で、強制ではなく、日本赤十字社の果たす役割の重要性を理解し、支援するということで、協力をお願いしています。	
用途	日本赤十字社の活動資金の一部として利用されます。 災害救護・国際活動・医療事業・血液事業・赤十字講習・青少年赤十字事業など活動資金となります。 自治会連合会へ取りまとめの手数料として自治会での取りまとめ金額の5%を交付させていただいています。 また、災害見舞金の支給や赤十字奉仕団への活動助成金として使われています。	
根拠法令	日本赤十字社法	
目安の額	500円（1世帯）	
依頼時期	5/15（水）	
納入期限	6月末	
納入方法	①指定金融機関振込(手数料なし) ②窓口現金納入 ③会費袋が必要な場合は用意させていただきます。	
備考		
市担当部署	福祉課総務グループ 福田支所市民生活課 竜洋支所市民生活課 豊田支所市民生活課 豊岡支所市民生活課	電話 0538-37-4814 FAX 0538-36-1635 電話 0538-58-2374 FAX 0538-55-2110 電話 0538-66-9109 FAX 0538-66-9120 電話 0538-36-3155 FAX 0538-34-2496 電話 0539-63-0037 FAX 0539-63-0031

会費、募金等の概要(社会福祉法人 磐田市社会福祉協議会)

社会福祉協議会（社協）会費	
趣 旨	社協は社会福祉法第109条の規定により設置され、地域住民や福祉関係機関・団体等と連携して地域福祉を推進します。 会費は各世帯や商店、企業等にご協力いただき、社協が行う地域福祉推進事業費や運営費の財源となります。
使 途	地域福祉活動計画を実行するために使います。 地区社協活動、福祉委員活動、高齢者サロン活動、子育て支援活動、障害者支援活動、ボランティア育成活動など、様々な事業の財源となっています。
根拠法令	磐田市社会福祉協議会 会員会費規程
目安の額	500円（1世帯） ※会費袋が必要な場合は用意させていただきます。
依頼時期	5月
納入期限	6月末
納入方法	①指定金融機関振込(手数料なし) ②社会福祉協議会本所窓口 現金納入

赤い羽根共同募金（主催者：社会福祉法人静岡県共同募金会）	
趣 旨	社会福祉法第112条の規定により、毎年1回、厚生労働大臣が期間を定めて行う寄附金の募集であり、地域福祉推進を図るため、ボランティア団体、障がい者等の当事者団体の活動費、福祉施設の機器整備費等に助成するために行います。
使 途	①県内福祉施設等の機器整備費 ②社協の地域福祉推進事業(福祉教育、児童遊び場整備、ふれあい広場等)
根拠法令	社会福祉法（第112条）
目安の額	300円（1世帯） ※募金袋が必要な場合は用意させていただきます。
依頼時期	9月
納入期限	12月上旬
納入方法	①指定金融機関振込（手数料なし） ②社会福祉協議会本所窓口 現金納入

歳末たすけあい募金（主催者：社会福祉法人静岡県共同募金会）	
趣 旨	社会福祉法第112条の規定により、毎年1回、厚生労働大臣が期間を定めて行う寄附金の募集であり、低所得等で支援を必要とする世帯が安心して新たな年を迎えることができるよう援助するほか、年末年始に福祉団体が行う事業の助成を行うために実施します。
使 途	・歳末時期に支援が必要な世帯への支援金配付事業 ・年末年始に福祉団体等が実施する事業への助成
根拠法令	社会福祉法（第112条）
目安の額	200円（1世帯） ※募金袋が必要な場合は用意させていただきます。
依頼時期	9月（磐田支部のみ11月）
納入期限	12月上旬
納入方法	①指定金融機関振込（手数料なし） ②社会福祉協議会本所窓口 現金納入

お問合せ	社会福祉協議会 地域福祉課	電話 0538-37-4824	F A X 0538-37-4866	ホームページ http://www.iwatashakyo.or.jp/
------	------------------	--------------------	-----------------------	---

自治会文書翻訳（ポルトガル語）について

文書のポルトガル語翻訳を依頼する際には、以下の点にご留意いただき、依頼書（申請書等様式集P47）翻訳原稿を添えて、できる限りメールでご提出ください。アドレスは下記問い合わせ先のとおりです。

【翻訳できる文書】

- 自治会、子ども会、自主防災会等、地域活動に関係する文書に限ります。個人や私的な機関・団体に関係するものは、お引き受けできません。

※上記の場合でも、個人の情報や権利・義務に関する内容が含まれていたり、翻訳に専門知識を要したりするものは、依頼に応じられない場合があります。

【納 期】

- 内容や原稿量によっては日数を要する場合があります。希望納期まで2週間以上の余裕をもってご依頼ください。

※依頼が重なった場合には、翻訳に1カ月程度かかる場合があります。

【原 稿】

- 依頼原稿の固有名詞や読みにくい漢字には必ずひらがなでルビ（よみがな）を振ってください。
- 依頼原稿ができる限り簡潔明瞭なものとなるように、日本人あての文書をそのまま原稿とするのではなく、簡単な言葉を使い、分かりやすくかみくだいて文章を作成してください。文化や生活習慣の違いにより、意味が伝わりにくい場合がありますので、必要に応じて補足説明や省略をしてください。

【その他】

- 翻訳者より内容について別途確認の連絡をさせていただく場合があります。
- 翻訳以外の作業（日本語の入力、印刷やレイアウトデザイン等）はお受けできません。
- 当課で対応できない場合や緊急の場合には、通訳・翻訳者の紹介もいたしますので、ご相談ください。
- 依頼書・原稿の提出や翻訳した原稿の提供は、メールで行います。メールでのやり取りが難しい場合はご相談ください。

■□■ 問い合わせ先 ■□■

地域づくり応援課 地域支援グループ

TEL：0538-37-4811／FAX：0538-32-2353

E-Mail：chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp

土のうステーションについて

近年、短時間で局地的に降る大雨や、台風などによる浸水被害が発生しています。被害をできるだけ少なくするためには、行政の対応とともに、地域のみなさんにも自ら行動していただくことが重要になっています。そこで、市では、大雨に備え、自分で土のうを作製して持ち帰っていただける場所「土のうステーション」を本庁舎と4支所に設置します。

手続き等

- ・ 下記の担当課で申請書に記入していただきます。
- ・ 一度の申請につき、一世帯当たり土のう 20 袋を上限とします。
- ・ 作製場所を案内しますので、自ら作製して持ち帰っていただきます。
- ・ 作製した土のうの管理や保管は、自分で行っていただきます。
- ・ 安全のため、荒天時や夜間における作製は禁止します。

設置場所・問い合わせ

磐田市役所 道路河川課 電話：0538-37-4808

福田支所 市民生活課 電話：0538-58-2370

竜洋支所 市民生活課 電話：0538-66-9100

豊田支所 市民生活課 電話：0538-36-3150

豊岡支所 市民生活課 電話：0539-63-0020

開庁時間

月曜日から金曜日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

（祝日、年末年始を除く）

■参考

自治会として土のうステーションを公会堂等に設置したり、土のうを購入して保管する場合には、市の「自治会運営費交付金」を活用して各自治会で購入・整備することが可能です。市内には土のうを販売しているホームセンター等がありますので、各店舗にお問い合わせください。

家屋照合調査を実施します

市では、納税者の方々のご理解とご協力をいただきながら、固定資産税の課税対象となる家屋を正確に把握し、固定資産税の公平かつ公正な課税を行うことを目的として、家屋照合調査を実施します。調査は、市が委託した事業者が行います。



調査員

公道目視調査

市内にある全ての家屋を対象に、公道から現地調査を5カ年で実施します。

所有者の方が立ち会う必要はありません。調査員は、敷地には立ち入りません。

現地立会調査

公道目視調査の結果、より詳細な調査が必要な場合や、課税台帳の登録内容と現況が異なる場合に実施します。また、未評価の家屋は、評価額算定のための調査を行います。対象となる家屋所有者の方には、個別に調査日を連絡してから、立会いの下で調査を行います。

年度	調 査 地 区
27	磐田地区（中泉・於保・西貝・御厨・南御厨・田原・今之瀬）
28	磐田地区（見付・大藤・向笠・岩田）
29	磐田地区（天竜・長野） / 竜洋地区
30	福田地区 / 豊岡地区
31	豊田地区



※調査員は、腕章と市が発行した身分証明証を身に付けています。

お 問 い 合 わ せ 先

磐 田 市：市税課 家屋グループ 0538-37-4809

委託事業者：国際航業株式会社 0538-37-0023

【家屋照合調査について】

家屋照合調査についてご説明します。

この事業は平成27年度から実施しているもので、市の課税台帳と家屋の現況があっているか確認することを目的としています。

平成31年度は、【豊田】地区を対象に実施します。

5月中旬から、公道から対象地域の全家屋を確認する【公道目視調査】を実施します。

市が委託した【国際航業株式会社】が公道から敷地内を確認することになりますので、住民の方から問い合わせがありましたらこの事業をご案内いただければ幸いです。

また、7月頃から、住民の方に連絡を取った上で、敷地内で家屋を確認する【現地立会調査】を実施します。

こちらについては、調査員が現地に入る前に改めて自治会回覧でご案内いたしますので、よろしくお願いします。

以上です。

古文書などをお持ちで、今後の管理に悩まれている方はご相談ください

磐田市歴史文書館では、磐田市の歴史を伝えていくうえで、必要な歴史資料を収集・保管しています。

近年、個人宅や自治会などで保管されている古文書や写真などについて、「今後どのようにしたらいいか。」という相談を受けるケースが多くなってきました。

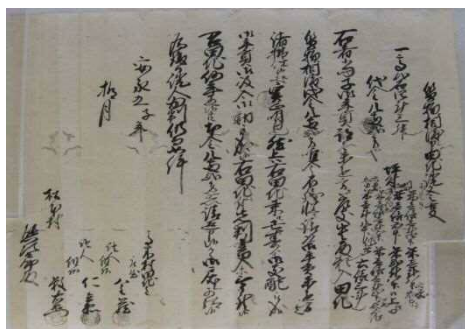
個人宅や自治会などで古文書などの管理が困難な方は、ぜひ当館までご相談ください。

日程調整をさせていただいた上で、保存や活用などについて打合せをさせていただきます。

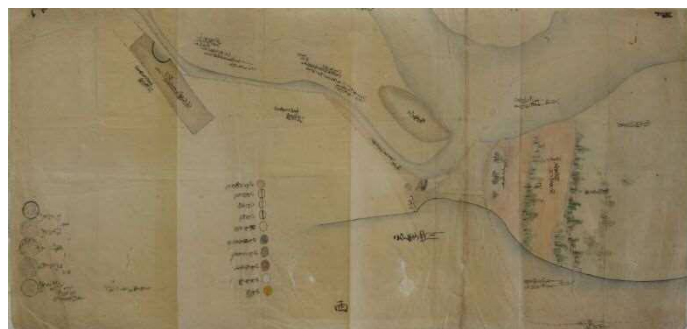
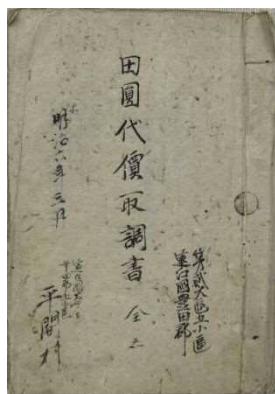
【こんな資料はありませんか？】

- ・古文書…くずした文字で和紙に書いたものなど・・・① ②
- ・古い本…和紙に書かれて冊子にしてあるものなど
- ・明治・大正・昭和の古いノート、記録（手紙や日記など）、写真
- ・自治会などの団体の記録や資料

これらの多くは母屋や蔵、またはその中の箱やタンス、長持などに収められています。一見すれば紙くずやゴミのようにみえるものでも、実際には貴重な資料である場合もあります。



①古文書



②絵図

【連絡先】

磐田市歴史文書館

磐田市岡 729-1（磐田市竜洋支所内）

Tel 0538-66-9112

Fax 0538-66-9722

E-mail chiikishi@city.iwata.lg.jp

申請書等様式集

市への要望事項

交通安全対策要望・・・・・・・・・・・・・・・・	P35
交通規制要望・・・・・・・・・・・・・・・・	P37
道路・排水関係の要望・・・・・・・・	P39～41
緊急対応等「依頼書」・・・・・・・・	P43
消火栓の使用・・・・・・・・	P45
自治会文書翻訳依頼書・・・・・・・・	P47

様式集に掲載されている提出書類は「磐田市自治会連合会ホームページ」からもダウンロードできます。

<http://www.iwatashi-jichikai.jp>

磐田市建設部道路河川課長 宛

各支所市民生活課長（地域振興グループ） 宛

申請人： 自治会

自治会長名
電 話 番 号

交通安全対策要望の申請について

市で実施する交通安全対策に関し、下記のとおり申請します。

1. 市単独で対応可能な交通安全対策要望（□にレ点をつけてください）
- ☐道路反射鏡（カーブミラー）
- ☐当箇所のおの他交通安全対策（_____）

2. 申請理由

.....

.....

.....

磐田市役所受付印

3. 要望箇所地図

磐田警察署長 様

申請人： 自治会

自治会長名
電 話 番 号 ー

交通規制要望の申請について

磐田警察署に提出する交通規制要望に関し、下記のとおり申請します。

1. 磐田警察署へ提出する要望（□にレ点をつけてください）
- ☐信号機（交差点信号機・押しボタン信号機・既設信号機改良）
 - ☐横断歩道（通学路の有・無）→有の場合 1日の横断見込数(人)
 - ☐一時停止
 - ☐その他（ ）

2. 申請理由

.....

.....

.....

磐田市役所受付印

磐田警察署受付印

3. 要望箇所地図

新規要望書

(道路について)

様式－1

要望年度	
自治会名	
要望 No.	

※上記枠内は市で記入します

自治会は、関係者の承諾を得て下記の事業を要望します。

○要望内容 (該当する項目の□にレ点をしてください)

- | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---|
| 1. 道路形状について | 2. 舗装について | 3. 排水について | 4. その他 |
| ☐ 道路の新設 | ☐ 舗装の新設 | ☐ 側溝の新設 | ☐ 安全柵の設置 |
| ☐ 道路の改良 | ☐ 舗装の修繕 | ☐ 側溝の改良 | ☐ 区画線の修繕 |
| ☐ 道路の拡幅 | ☐ 舗装の打換 | ☐ 側溝の修繕 | ☐ その他 |
| ☐ 角切の新設 | | ☐ 側溝蓋設置 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 4em; margin-right: 10px;">{</div> <div> 具体的に
 ☐ 側溝蓋修繕
 ☐ 側溝の浚渫 </div> </div> |
| | | ☐ 側溝蓋修繕 | |
| | | ☐ 側溝の浚渫 | |

○確認事項 (各自治会で事前に確認の上、該当項目にレ点をつけてください)

- ☐ 公衆用道路であること (市道 号線)
- ☐ 道路幅員が4m以上確保できること(4m未満は道路の中心よりそれぞれ2m後退が可能であり、関係者の理解を得ていること)
- ☐ 拡幅・角切り等事業用地が必要な場合、寄附等について関係者が承諾していること。
- ☐ その他()

※ 要望書は、箇所ごとに1枚ずつ提出してください。

磐田市長 あて

令和 年 月 日

自治会

自治会長

電話番号

—

【要望の流れ】 地区長に報告した上で自治会長より提出 → 市道路河川課(または支所)
(翌年度分は9月末まで：随時受付)

最終受付者(道路河川課)

新規要望書

(河川・排水路について)

様式-2

要望年度	
自治会名	
要望 No.	

※上記枠内は市で記入します

自治会は、関係者の承諾を得て下記の事業を要望します。

○要望内容 (該当する項目の□にレ点をしてください)

1. 河川・排水路について

☐ 浚渫

☐ 護岸整備

☐ 護岸修繕

☐ 底打ちコンクリート

☐ 安全柵設置

☐ その他

具体的に

○確認事項 (各自治会で事前に確認の上、該当項目にレ点をつけてください)

☐ 公共の河川・排水路であること。(河川(水路)名:)

☐ その他()

※ 要望書は、箇所ごとに1枚ずつ提出してください。

磐田市長 あて

令和 年 月 日

自治会

自治会長

電話番号

【要望の流れ】 地区長に報告した上で自治会長より提出 → 市道路河川課(または支所)
(翌年度分は9月末まで: 随時受付)

最終受付者(道路河川課)

依 頼 書

○緊急を要する事項

1. 道路について(該当する□にレ点をしてください)

- ☐ 道路に穴があく等舗装の状態が悪いので修繕してほしい。
- ☐ 路肩が欠落していて危険なので修繕をお願いしたい。
- ☐ 縁石が破損していて危険なので修繕をお願いしたい。
- ☐ ガードレール等安全施設が破損して危険なので修繕をお願いしたい。
- ☐ その他()

2. 河川や排水路(側溝)について(該当する□にレ点をしてください)

- ☐ 河川や排水路(側溝)に落葉等が詰まっているので撤去処分をお願いしたい。
- ☐ 側溝(排水路)の蓋板や本体が破損して危険なので修繕をお願いしたい。
- ☐ その他()

○一般の依頼事項(該当する□にレ点をしてください)

- ☐ 道路や河川等の草刈りをお願いしたい。
- ☐ 草刈りをしたので草の収集処分をお願いしたい。
- ☐ 排水路(側溝)の浚渫をしたので、汚泥の回収処分をお願いしたい。
- ☐ その他()

※申請箇所の位置図を添付してください。

磐田市長 あて

令和 年 月 日

_____ 自治会

自治会長 _____

電話番号 _____

受付者(道路河川課)_____

消 火 栓 使 用 届 出 書

年 月 日

磐田市長

自治会名 _____

届出者 会 長 名 _____

電話番号 _____

下記のとおり消火栓を使用したく届け出ます。なお、使用にあたっては、注意事項を守り、水道の使用に支障がないようにいたします。

記

1. 使用日時 _____ 年 月 日 午前・午後 時 分から
_____ 年 月 日 午前・午後 時 分まで

2. 使用場所 磐田市 _____ 地内（添付図面参照）

3. 使用目的 （記入例：防火水槽を可搬式ポンプで使用したため補水する）

4. 責任者（届出者と異なる場合は記入して下さい。）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

5. 注意事項

- (1) 消火栓を使用することを事前に付近住民に知らせて下さい。
- (2) 消火栓の操作は、扱った経験のある人が立会いの上実施して下さい。
- (3) 消火栓の急な操作や使用により、付近の水道水を濁らせたりしないで下さい。
- (4) 使用消火栓箇所の位置図を添付して下さい。
- (5) 消火栓の使用は、基本的に防火水槽への補水のみとしてください。
（防火水槽がない場合などの事情がある場合は、上下水道総務課へご相談ください）

磐田市上下水道総務課 TEL 0538-58-3086 FAX 0538-58-3123

自治会文書翻訳依頼書（ポルトガル語）

文書のポルトガル語翻訳を依頼する際には、以下の点にご留意いただき、依頼書に翻訳原稿を添えて、できる限りメールでご提出ください。アドレスは下記問い合わせ先のとおりです。

【翻訳できる文書】

- 自治会、子ども会、自主防災会等、地域活動に関係する文書に限ります。個人や私的な機関・団体に関係するものは、お引き受けできません。

※上記の場合でも、個人の情報や権利・義務に関する内容が含まれていたり、翻訳に専門知識を要したりするものは、依頼に応じられない場合があります。

【納 期】

- 内容や原稿量によっては日数を要する場合があります。希望納期まで2週間以上の余裕をもってご依頼ください。

※依頼が重なった場合には、翻訳に1カ月程度かかる場合があります。

【原 稿】

- 依頼原稿の固有名詞や読みにくい漢字には必ずひらがなでルビ（よみがな）を振ってください。
- 依頼原稿ができる限り簡潔明瞭なものとなるように、日本人あての文書をそのまま原稿とするのではなく、簡単な言葉を使い、分かりやすくかみくだいて文章を作成してください。文化や生活習慣の違いにより、意味が伝わりにくい場合もありますので、必要に応じて補足説明や省略をしてください。

【その他】

- 翻訳者より内容について別途確認の連絡をさせていただく場合があります。
- 翻訳以外の作業（日本語の入力、印刷やレイアウトデザイン等）はお受けできません。
- 当課で対応できない場合や緊急の場合には、通訳・翻訳者の紹介もいたしますので、ご相談ください。

自治会名	自治会	依頼者名	自治会長
電話番号	- - ※日中連絡が取れる電話番号をご記入ください。		
依頼日	年 月 日	希望納期	年 月 日 時
依頼文書名		原稿枚数	A4 ・ その他（ ） 枚
受渡方法	・ 来庁（完成後に電話でご連絡します） ・ Eメール（アドレスをご記入ください）⇒		
その他			

■□■ 問い合わせ先 ■□■

地域づくり応援課 地域支援グループ

TEL：0538-37-4811/FAX：0538-32-2353

E-mail：chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp

